		•	ダイビング	船安全対策	策ガイ	ドラィ	イン 対	応状	況確認表			
	記入日時											
	運航事業者名								運航!	隻数		隻
	船名	1.	2.		3	B.		4.		5.		
	記入責任者	職名					氏名					
点	検方法		、対応状況を					記入し	してください	١,		
				項	目						7	讨応状況
安	全管理体制の	充実										
	運航を中止する	風速、波	高、視程の条例	件について、	具体的な	談値基	準を定めて	ていま	す。			
(1)			○○港	風速	r	m/s以上	波高		m以上	視程		m以下
	運航中止基準の	の内容	○○海上域	風速	r	m/s以上	波高		m以上	視程		m以下
			○○沖付近	風速	r	m/s以上	波高		m以上	視程		m以下
2	運航可否判断に	ついて、)	適切に行われ ⁻	ていることを	ダブルチ	ニェック	する体制を	を構築	しています。			
3	気象・海象情報	等につい ⁻	て、情報収集約	先を具体的に	定めてい	います。						
4	海上保安庁「海	の安全情報	報」などを活用	用し、運航に	影響する	5水路情	報を随時プ	人手し	ています。			
(5)	緊急時の対応に	について、緊急連絡網や緊急時対応フローチャートを作成し、関係者に周知しています。										
6	緊急連絡網等に す。	ついて、	万一の際すぐ(こ確認できる	よう、事	務所及	び船内の目	直立つ	ところに掲え	示していま	₹	
9	船舶間や陸上との連絡が可能な通信手段を確保しています。											
	通信手段の内	内容	業務用無線	台	衛星	星電話		台	携帯電話		台	キ ャ リ ア
7	海中で異常が発 いて、ダイビン					船と海	中で行う	紧急連	絡の具体的な	よ方法につ		
8	運航中に地震、	津波、波	良注意報等が	発令した場合	の対応を	定めて	います。					
9	乗船させようと	する者全身	員の情報をまる	とめた乗船者	名簿を作	■成し、	事務所に値	崩え置	いています。			
10	ダイビング事業	者から、	事前にダイビン	ング計画を入	手してい	います。						
(1)	運航時に発生し 加入している係		半う賠償を行	うための保険	に加入し	ていま	す 。					
	主な補償内	容										
	長等が船舶運											
1	出航前に必ず、	発航前検	査を行っている	ます。								
2	アンカリングを	行う際は	必ず、クラッチ	チレバーを中	立にして	います	o					

	項目	対応状況							
3	ダイバーが潜水を行っている間を含め、常時適切な見張りを確保しています。								
4	ダイバーに潜水を行っている間、国際信号旗A旗を掲揚するなど、周囲の船への安全表示を行っています。								
(5)	の使用等によりエンジンの停止が困難な場合は、クラッチレバーを中立に)しています。 エンジンを始動する際は、船体の死角になっている部分も含め、周囲にダイバーがいないことを確実に確								
6	認しています。								
7	出航前又は運航開始直後のタイミングで、乗客に対する安全指示を行っています。								
地	地域連携と安全活動								
1	同じエリアで営業する事業者と安全に関する情報等を共有できる仕組みを構築しています。								
(2)	地域安全対策協議会等又は地域の事業者団体等の枠組みに参加しています。								
	参加している協議会等の名称								
3	船長や乗船スタッフに、ダイビング船の安全対策ガイドラインの内容や営業地域の地理的特徴、気象・海 象等の特性を理解・習熟させるための講習を実施しています。								
4	船長又は乗船スタッフの中に、心肺蘇生法又はAED使用法に関する知識を身につけている人がいます。								
(5)	減圧症等に備え、船内に酸素吸入器等を備えています。								
6	乗船する可能性のあるスタッフを対象に、定期的に緊急時の対応フローの確認を行うとともに、海上や プールで事故者引き揚げの模擬訓練を行っています。								
꿂	器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置								
1	本船が積載できる最大の潜水器材の数、重量及び積載場所を把握し、そのとおり積載しています。								
2	上記の情報を、旅客搭載場所など船内の見やすい場所に掲示(掲示場所がない場合、乗船前に旅客等に説明)しています。								
3	①で考慮していない潜水器材を追加搭載する場合は、手荷物注意書に基づき、乗船可能な定員を計算し、 当該定員を超えない範囲で航行しています。								
4	手荷物注意書の情報を、旅客搭載場所など船内の見やすい場所に掲示(掲示場所がない場合、乗船前に旅 客等に説明)しています。								
(5)	空気タンク等の重量物を適切に固縛し、また、できるだけ船内中心線や中央付近に搭載し、2段を超えて 積み上げないなど、安全確保上の注意点を守っています。								
船	A舶をダイビング船として使用する場合の船舶検査								
1	船舶検査の際、ダイビング船として使用することを検査機関に申告しています。								
2	最大とう載人員を含む船舶検査証書に記載された航行上の条件を遵守し航行しています。								
3	臨時検査が必要な修理・改造を行った場合には、船舶安全法に基づく検査を受検しています。								